

## 石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 27 年 3 月 27 日（金）13 時 30 分～14 時 50 分
2. 場 所：石川県庁 議会庁舎 1 階 大会議室
3. 出席者：委員 19 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

- (1) 「志賀原子力発電所敷地内破砕帯調査に関する対応状況」について、北陸電力から説明があった。
- (2) 「第 3 回石川県原子力安全専門委員会」について、事務局から説明があった。
- (3) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

(委員) これまで耐震性を満足していると考えていた設備も耐震強化が必要と判断したというのは、具体的には耐震安全性向上工事例のことを指しているのか。具体的に教えていただきたい。

(電力) 耐震安全性向上工事例に記載している天井クレーン、屋根トラスの工事は完了している。それ以外の建物の中にある配管、弁等は、物量が多く、工程に 1 年かかる状況である。

(委員) 「緊急時対策所の工事内容の変更」について、免震構造の上に入る予定だった指揮室が耐震構造の形になって外に出たことに違いがあるのか。また、この変更は意味があって変えたのか、工程上の必要性で変えたのか、それに伴い支障がないのか教えていただきたい。

また、指揮エリアが外に出て、別の建屋になることで、電源関係で何か変更があるのか。

(電力) 当初の計画では、指揮室を緊急時対策棟（免震建屋）の 1 階に設置することを計画していたが、非常に厚い遮蔽壁を建物の中に設置する必要性が生じ、付帯する空調や電路などの工事もあり、非常に難しい工事になる。また、期間も相当かかるため、隣接した耐震構造のエリアを設けることとした。隣接エリアは、従来の緊急時対策棟から移動も素早くでき、従来の計画と全く遜色ない運用ができると判断し、増設する設計にした。

電源は、従来の緊急時対策棟（免震建屋）の中にガスタービンの発電機を設置しており、新たに設置する隣接の対策棟においても、非常用の発電機を設置する。100%容量のもの 3 台を用意して、地震が発生した場合でも確実に電源が供給できる設計としている。

(委員) 免震と耐震の違いはないのか。

(電力) 免震と耐震いずれの場合も、地震が起こった場合に緊急時対策所に求められる機能が確保できれば、特に支障はない。

(4) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)平成26年度第3報」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)平成26年度第2報」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(委員) 発電所が運転していないにもかかわらず、雨が降ると放射線量が上がるといのは、蓄積されていたものが、沈降するという解釈でよいか。

(事務局) 空気中に存在するラドンの娘核種である鉛214やビスマス214が、雨とともに落ちて線量に寄与している。

(5) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画(案)」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画(案)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(6) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。

(7) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。